

郡山市配偶者暴力相談支援センター事務処理要領

平成22年4月1日制定

平成26年10月1日一部改正

令和元年12月18日一部改正

令和3年3月16日一部改正

令和4年10月11日一部改正

[こども部こども家庭支援課]

(趣旨)

第1条 この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）を設置するに当たり、相談者への支援を円滑なものとするための事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 DVセンターを設置する施設の種類及び名称を次のとおりとする。

- (1) 施設の種類 郡山市福祉事務所
- (2) 施設の名称 郡山市こども部こども家庭支援課

(業務内容)

第3条 DVセンターは、法第3条第3項各号（法第28条の2において準用する場合を含む）に掲げる業務のうち、次の業務を行う。

- (1) 被害者（法第1条第2項に規定する被害者をいう。）に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員（売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条に規定する婦人相談員をいう。）もしくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (3) 保護命令の制度（法第10条から第22条に規定する制度をいう。）の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (4) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(事務処理)

第4条 DVセンターは、前条に規定する業務を行うに当たり、次の事務処理を行う。

- (1) 被害者から相談を受ける場合は、相談受付簿（第1号様式）、統計カード（第2号様式）及び相談記録票（第3号様式）を作成する。
- (2) 被害者から住民基本台帳の閲覧等の支援措置の相談を受けた場合は、面接及び関係機関との連絡調整を行った上で、郡山市住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要領（平成17年11月1日制定）第7条第1項に規定する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」（第4号様式）の「警察署等の意見欄」を記入し、被害者へ交付する。
- (3) 被害者から健康保険の被扶養者から外れたい旨の相談を受けた場合は、「証明書交付申請書」（第5-1号様式）の提出を受け、面接及び関係機関との連絡調整を行った上で、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（医療保険用）」（第5-2号様式）を作成し、被害者へ交付する。
- (4) 被害者から年金事務所等が管理する記録の秘密の保持、国民年金保険料の特例免除又は遺族年金等の生計同一要件の認定に関する相談を受けた場合は、「証明書交付申請書」（第5-1号様式）の提出を受け、面接及び関係機関との連絡調整を行った上で、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（年金用）」（第5-3号様式）を作成し、被害者へ交付する。
- (5) 被害者から来所相談を行ったことの証明に係る相談を受けた場合は、その目的等を審査し、適正と認められる場合には、「来所相談証明申請書」（第6-1号様式）の提出を受け、「来所相談証明書」（第6-2号様式）を作成し、被害者へ交付する。

(守秘義務)

第5条 前2条の業務に携わる職員及び関係機関等は、職務上知りえた秘密をみだりに他

人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に旧様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。